

令和 3 年

七ヶ浜町議会会議録

2月会議 2月9日 開会
 2月9日 散会

七ヶ浜町議会

令和 3 年 2 月 9 日（火曜日）

七ヶ浜町議会定例会 2 月会議会議録

（第 1 日目）

令和3年七ヶ浜町議会定例会2月会議会議録

令和3年2月9日（火曜日）

出席議員（13名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
7番	安倍敏彦君	8番	遠藤喜二君
10番	渡邊淳君	11番	佐藤梶信君
12番	歌川渡君	13番	遠藤久和君
14番	岡崎正憲君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	高橋勉君
政策課長	荻野繁樹君
復興推進課長	小野賢一君
財政課長	安達正彦君
税務課長	小野勝洋君
町民生活課長	藤井孝典君
産業課長	小玉寿君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	小野誠司君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	渡辺とき子君

健康福祉課長	渡辺文昭君
長寿社会課長	遠藤裕一君
防災対策室長	石井直紀君
会計管理者	斎藤重俊君
教育長	武田光彦君
教育総務課長	佐藤浩明君
生涯学習課長	鈴木雅浩君

事務局職員出席者

議会事務局長	庄子克也君
同書記	米本哲也君

議事日程 第1号

令和3年2月9日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会議日程の決定
 - 日程第3 副議長の選挙
 - 日程第4 議会運営委員1名の選任
 - 日程第5 議案第3号 令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第9号）
 - 日程第6 議員提出議案第1号 七ヶ浜町新型コロナウイルス感染症に係る感染者等の人権擁護に関する条例について
 - 日程第7 請願第1号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るため」の意見書の提出を求める請願書についての委員会審査結果について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会議日程の決定
- 日程第3 副議長の選挙
- 日程第4 議会運営委員1名の選任

日程第5 議案第3号 令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第9号）

日程第6 議員提出議案第1号 七ヶ浜町新型コロナウイルス感染症に係る感染者等の人
権擁護に関する条例について

日程第7 請願第1号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るた
め」の意見書の提出を求める請願書についての委員会審査結果に
ついて

追加日程第1 議員提出議案第2号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと
健康を守るため」の意見書の提出

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

本日2月9日は、休会の日ですが、議事の都合により令和3年七ヶ浜町議会定例会を再開し、2月会議を開会いたします。

開議に先立ちまして、去る2月6日に誠に残念ではありますが、佐藤 衛副議長が御逝去なされました。佐藤 衛副議長の御功績に対し、衷心より敬意を表しますとともに、心より御冥福をお祈り申し上げ、黙禱をささげたいと思います。執行部各位、議員各位におかれましては、御起立をお願い申し上げます。

黙禱。

お直りください。ありがとうございます。

それでは、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番佐藤梶信議員、12番歌川 渡議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和3年七ヶ浜町議会定例会2月会議の日程は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、2月会議の日程は、本日1日間と決しました。

諸般の報告

○議長（岡崎正憲君） ここで、諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告の資料をお手元に配付しておりますが、若干説明を加えさせていただきます。

初めに、1月13日、二市三町議長団連絡協議会臨時総会が開催され、私が出席をし、令和2年度補正予算などについて審議をしてきております。

次に、2月2日、宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、熊谷明美議員が出席をしてきております。

次に、1月26日に行われた例月出納検査の結果が監査委員より報告されておりますので、お目通し願います。

なお、本日の会議に説明のため出席している職員は、お手元に配付しているとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 副議長の選挙

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（岡崎正憲君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番佐藤直美議員、2番小林倫明議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。お願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（岡崎正憲君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（岡崎正憲君） 異状なしと認めます。

それでは、記載してください。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号、氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

[点 呼]

[各議員投票]

○議長（岡崎正憲君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人、佐藤直美議員、小林倫明議員の立会いをお願いいたします。前へどうぞ。

[開 票]

○議長（岡崎正憲君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち

遠藤久和議員 7票

渡邊 淳議員 6票

以上であります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、遠藤久和議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（岡崎正憲君） ただいま副議長に当選されました遠藤久和議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました遠藤久和議員の挨拶をお願いいたします。

御登壇願います。

[副議長 遠藤久和議員 登壇]

○副議長（遠藤久和君） ただいま皆様から御賛同いただき、副議長に就任することになりました遠藤久和でございます。

急遽、前佐藤 衛議員が急逝されました、その後を担うということで、非常に私自身も迷いましたが、残りの任期、議会を1つにまとめ上げて、議長とともに1本となって、自分の仕事をしっかり全うしていきたいと思っておりますので、皆様の御協力よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（岡崎正憲君） 副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

議席は、先例により、副議長の議席は最終2番となっております。それぞれ変更いたします。それでは申し上げます。

1番から8番までは、現状の議席です。

9番、空席扱いとなります。

10番、渡邊 淳議員。

11番・12番は、現状の議席です。

13番、遠藤久和議員。

14番、現状の議席でございます。

以上のとおり決定させていただきます。

暫時、休憩いたします。その間に議席の移動をお願いいたします。

午前10時23分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

日程第4 議会運営委員1名の選任

○議長（岡崎正憲君） 日程第4、議会運営委員1名の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員1名の選任については、七ヶ浜町議会委員会条例第5条第2項の規定により、熊谷明美議員を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、熊谷明美議員を議会運営委員に選任することに決しました。

提案理由の説明

○議長（岡崎正憲君） ここで、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

[町長 寺澤 薫君 登壇]

○町長（寺澤 薫君） それでは、初めに、2月6日に逝去されました前副議長佐藤 衛さんの御冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。

それでは、令和3年七ヶ浜町議会定例会2月会議に提案いたしました議案の説明をさせていただきます。

今回提出いたしました議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、私からは要点のみを説明をさせていただきます。

議案第3号は、一般会計補正予算であります。補正の額は、6,398万7,000円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ113億8,360万7,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、国の第3次補正予算に係る町道整備工事の追加等であります。

主な財源としましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、社会資本整備総合交付金、町債等を充てております。

また、繰越明許費を1件、債務負担行為補正1件、地方債補正を1件計上しております。

以上提案いたしました議案について説明をさせていただきましたが、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

日程第5 議案第3号 令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第9号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第5、議案第3号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第3号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

第1条として、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,398万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億8,360万7,000円に定めようとするものであります。

第2条につきましては、繰越明許費の設定。

第3条は、債務負担行為の追加。

第4条は、地方債を追加するものであります。

議案書4ページをお開きください。

第2表につきましては、繰越明許費で町道整備工事（町道七ヶ浜横断線外舗装工事）であります。国の3次補正予算により、社会資本整備総合交付金の交付内示があったことから、年度をまたいで工事を行うこととなるため、繰越明許費としたものであります。

議案書5ページを御覧ください。

第3表につきましては、債務負担行為補正で、新型コロナウイルスワクチン接種事業であります。今年度から令和3年度までの契約等があることと、関連する物品等の発注が全国で一斉集中し納期が遅れる可能性などを考慮し、債務負担行為としたものであります。

議案書6ページをお開きください。

第4表につきましては、地方債補正で、町道整備事業として限度額を1,930万円とするものであります。

今回補正する主なものとしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業、町道整備事業（町道七ヶ浜横断線外舗装工事）などであります。

歳入について主要な部分を説明いたします。

9ページをお開きください。

15款2項4目土木費国庫補助金2,150万円の追加は、社会資本整備総合交付金事業として計画申請しておりました町道整備工事について、国の3次補正予算で追加交付の内示があり、整備が可能となったことから補正するものであります。

7目衛生費国庫補助金1,592万7,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の体制を整えるための補助金で、本年度分の事業費補助金であります。

19款2項1目財政調整基金繰入金708万9,000円につきましては、町道整備工事などで町費負担があることから12月補正において減額補正しておりましたが、国の3次補正予算の追加などにより再度追加補正するものであります。

22款1項5目土木債1,930万円につきましては、町道整備事業へ充当するための記載であります。

10ページをお開きください。

歳出について、主要な部分を説明いたします。

2款6項10目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費40万円につきましては、高齢者インフルエンザ予防接種委託料の追加で、想定より多くの高齢者の接種があったことから追加するものであります。

3款2項9目母子父子福祉費73万8,000円につきましては、母子父子家庭医療費助成金へ追加するもので、入院医療費の増加により助成金を追加するものであります。

4款1項11目新型コロナウイルス感染症対策事業費1,642万7,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費について、現状で想定できるものを計上しております。国からの情報がまだ十分ではない状況でワクチン接種事業をスムーズに進めるため、見込額での計上となっておりますので、状況によりましては流用で対処するか次の議会での追加等補正になるか、国からの情報が出てき次第対処したいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

11ページをお開きください。

8款2項3目道路新設改良費4,400万円につきましては、国の3次補正予算により社会資本整備交付金の内示を受けたことから、現在実施している町道横断線整備工事の延長部分について、追加して工事を行うものであります。

12ページをお開きください。

10款2項1目学校管理費242万2,000円につきましては、松ヶ浜小学校の放送設備が老朽化し校内放送に支障を来していることから、改修工事を行うものであります。また、汐見小学校のプールろ過機についても同様で、4月からの新年度のスタートが支障なく切れるよう改修工事を行うものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。木村議員。

○4番（木村 稔君） 歳出、11ページの4款1項、目が11目新型コロナウイルス感染症対策事業費、節区分12の委託料と節区分13使用料及び賃借料、及び先ほど頂いたこちらの公表資料、本町の新型コロナウイルスワクチン接種予定について、関連して伺います。

まず、こちらの関連資料なんですが（「1点」の声あり）あっ、1点。

○議長（岡崎正憲君） 1点で。

○4番（木村 稔君） 1点です。こちらの1ワクチン接種の概要の4予約方法なんですが、こちらコールセンター設置を検討中とございます。こちら予算取りしておりますけれども、11ページのほうだとシステムの業務委託料などの、さらにその細かい説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 参考資料が正式に出ていないので、一応案内として出ておりますので、予算として、補正予算の関係で質疑をしていただきたいと思います。（「公表資料だもの」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 公表資料でも、議案としては載せておりませんので。議案の資料としては出しておりませんので、一応、内容をちょっと変更してください。

○4番（木村 稔君） こちら、やり直しと。

では、もとい、11ページの12・13の節区分に、こちら関連して伺います。

こちら、転勤等々で本町にいらっしゃらない方もいらっしゃるとは思うんですけれども、こちらの対策・対応というのはどのようにこれからされるのか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） こちらに関してもまだ国の示しが正式にございません。国の正式を待っての対応となります。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは視点を変えますけれども、こちら例えば今こういった予防接種等々ですと、今の日本の歴史の中で薬害関係、心配される方もいらっしゃると思います。先ほどと同じ回答になるのかもしれませんが、今回ワクチン接種、段階的に分けると、そこでやはり周りの様子を見てから打ちたいとか、そのような方もいらっしゃると思いますけれども。そういった場合というのはどのような形式を取られるのか、確実に強制的に打たせるということはもちろんできないでしょうし、そちらのほうに対してはどのような指針を取られているのか回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） いいですか、答えますか。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 予算とはあまり関係ない全体的な質問だと思いますが、こちらの接種につきましては、希望する方の接種となります。そして、希望される方に判断材料を与えるために、メリット・デメリット、こちらのほうをいろんなデータとか、国がこれから示されると思いますので、そちらを示してから、個々人が判断して打っていただくと。あと薬害、ワクチンの副反応についての補償については、国のほうで補償するという話は出ておるのは確かですので、安心していいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、先ほど予算には直接関係ないということですが、やはりコロナワクチンの予算ですので、そちらは全く関係ないということは私はないと思います。

そこで伺います。こちら、段階的に接種されるということですが、それ以降に打たれる方は有料となる感じなのか、そういった指針は示されているのか、それともまた新たな施策

が出てくる予定なのか伺います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 国の方針では、全員無料で接種でございます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 6点ほど質問させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 3点お願いします。

○12番（歌川 渡君） 歳出の項で質問させていただきます。

10ページ、2款総務費6項企画費10目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の節区分12委託料40万円について、その他健康福祉課の高齢者インフルエンザ予防接種委託料へ追加ということで、新たに40万円ということであります。そもそものこの高齢者インフルエンザ予防接種の事業計画について伺うものであります。コロナウイルス、この予防接種については希望者に対するの対応ということではありますが、そこで伺います。希望される在宅、寝たきり、こういう高齢者への接種体制はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

同じページで、4款衛生費1項保健衛生費11目新型コロナウイルス感染症対策事業費の中で伺います。これは、補正額が1,642万7,000円に対して、国県支出金が1,592万7,000円ということで、50万円ほどの差が生まれております。この50万円というのは、この節区分の3職員手当等の部分ということで理解していいのか、その他何かの施策なのか、この対象外となった50万円の内容について説明できるのであれば、説明を求めたいと思います。

3点目、11ページ、款項は同じで12の節区分委託料で電算委託料287万1,000円のうち、上段の新型コロナウイルスワクチン接種に伴う健康管理システム改修委託料へ追加33万円、その追加内容について伺いたいというふうに思います。取りあえず。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長、1問目からお願いします。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 高齢者インフルエンザの全体的な流れというのは、もうお分かりという形で大丈夫ですか、そこは。實際上、今回この2款6項10目でやるのは、新型コロナウイルスの問題とあとインフルエンザ、同時に流行したら困るということで予算立てしたものでございます。それに関しまして、一応実際打って行って、申込者、希望者が多かったということで、今回補正しているというのが今回の40万円の補正でございます。

そして歌川議員、高齢者の寝たきり、在宅寝たきり等々の対応はということで、動けない方、あとは施設におられる方もおります。施設におられる方は施設のほうで打っていただくし、在

宅寝たきりの場合には、訪問医療を受けている方についてはそちらのほうで受けておるようです。ということで、一応そういうサービスをやるとか、あと実際在宅寝たきりの方でも病院に行かないわけじゃございませんので、そこで受けている方もおるみたいでございます。はっきりした人数は分かりませんが、そういう対応になっております。

2番目、50万円、こちらのほうのコロナ感染症対策事業費のうちの一般財源50万円については歌川議員のおっしゃったとおり、時間外手当分の部分を一般財源と、この時点では見ておりますということです。

次に、電算委託料33万円、こちら健康管理システム改修委託料なんですが、一応こちらのほうに追加するのが、現場調整費がかかるということで、こちらに来て調整する費用がかかるということで、33万円の追加が必要だということでの補正になります。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 1問目から、歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1問については説明は理解しました。

2点目について、要するに職員の残業が見込まれそうだと、それは未来形なので、実際に残業あるかどうかというのは私分かりませんが、一般的に今コロナの対応で保健所とかいろんな医療機関を見ても、やはり時間外というのはもう当たり前の体制にならざるを得ない状況になっています。そういうところで、なぜこの時間外手当が当然コロナに対する行政職員または公的な施設の中でなぜ認められないのか、その点だけちょっと説明お願いできますか。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 職員の時間外の部分ですけれども、要綱等々、今の段階では国費のほうに認められないということですが、報道等ありますように、全額国費でというふうなお話がありますので、その辺変わりましたら財源の組替え等々で考えているところでございます。御理解のほど、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そういうふうな取組も、行政も率先して取り組むことを期待して、3点目については了解いたしました。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございますか。熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、2点でございます。

○議長（岡崎正憲君） 2点お願いします。

○5番（熊谷明美君） 11ページでございます。4款衛生費1項保健衛生費、目区分が11新型コロナウイルス感染症対策事業費でございます。節区分が12委託料でございます。この中のクーポン券のことを伺いたいと思います。まず、この中で83万6,000円の減額というふうになっておりますが、このクーポン券発行によって、この間16歳未満は対象外だということになっておりますが、その分の減額なのかどうか伺いたいというふうに思います。

2点目は、コールセンター業務委託料と、それから人材派遣委託料でございますが、このコールセンター、人材、何人を見込んでこの金額を出されたのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） まず第1点目、83万6,000円に関しましては、16歳未満を除いたというわけではなくて、一応こちらのほう、クーポン券の作成業務を下のワクチン接種に伴う電算処理業務委託料と合体させまして、こちらのほうで見るとということで一本にしたという形になります。

あと、コールセンターについては、今見込みとしては何人というのはちょっとまだ示せる段階ではございません。こちらのほうは、一応大体このくらいの人口規模だと、コールセンターを設置した場合、どのくらいかかるのかなというちょっとした簡易見積りという形で一応示されたものですので、今後コールセンター、時期等も含めて詰めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、1問目を再質問させていただきます。この間特別委員会でお伺いしたときに、クーポン券1万9,000枚用意するというところでございましたけれども、厚労省のほうからどのような説明があられたかどうかちょっと私分かりませんが、住民票を基に発送するという事になっているかと思うんですけれども、住民票があつて本町にいらっしゃらない方というのもあると思うんですけれども、その辺の対応は考えていらっしゃったのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） まず、住民票の所在地に送るとというのが大前提でございます。あとはそこで転送かけている人は転送かけている。あとは実際にどこかに住んでいる場合に、今後、所在地で受けられるかどうかという作業については、こちらのほうでまだ国からは示しはございません。恐らく国のほうでもワクチン接種を進める立場から制度設計は考えると思うのですが、今のところちょっと答弁できる立場にはございませんので、申し訳ございませんが、御

了承願います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、最後に人数をお伺いしたいと思います。3月の末あたりから高齢者に対しての接種が始まるかと思うんですけども、今の時点、2月1日の時点でもよろしいんですが、対象になる65歳以上の方々の人数は何人なのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） まず、現在のところどのくらいかというところで、大体のところでございますと、65歳以上で約5,700名強です。5,700数十名と言ったほうがいいですか。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では2点目の確認でございますけれども、そうしますと本当にこの金額というのは、本当にあらあらで出されたというふうな、特に何か基本的なものを参考にして出したという金額ではないというふうに捉えてよろしいのか、伺いたいと思いますが。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） まず、今回出させていただいたのは、令和2年度の予算ということで、2年度で、3月から始まったという前提で予算を立てました。そして、債務負担行為で1億何がしか積んでおりますので、そちらのほうは今後使うものの大体見込める数値を見込んでおります。あくまで一応国の示しでこのくらいだろうというものもございます、債務負担行為組んでおりますので、詳しいことはまた、先ほど財政課長が申したとおり、3月補正なり、3年度の当初予算のほうでのお示しになるかと思いますが、令和2年度分というのは一応こちらのほうであらあらで出したという形になります。

以上です。

○5番（熊谷明美君） 以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）なければ、歌川議員、残り3問。

○12番（歌川 渡君） 再度質問させていただきます。

歳出の項で改めて。11ページ、4款衛生費1項保健衛生費、節区分12委託料の中のその他の中でコールセンター業務委託料301万円と人材派遣委託料107万9,000円について伺います。それぞれ事業の委託というのは、コールセンター事業を営んでいるそういう事業者、そしてその事業施設内に設置するのか、それとも本町の一定の公的な施設の中に設置するのか。もし専門

業者に委託するのであれば、選定されているのかどうか。人材派遣についても、人材派遣をしてもらうのか、そしてそのコールセンターに対して人材を補填するのか、そういうところも含めて、このコールセンター業務委託と人材派遣委託の事業内容について説明を求めたいというのが1点目。

2点目、同12の委託料の中の予約等々の関係、上の予約受付システム業務委託料、コールセンター業務委託料等について、担当課の考えですと、予約方法については今言ったコールセンターでの受付、あとは本町の窓口での受付、そしてオンライン、パソコン等によるオンラインを想定しているというようなことであります。その場合、この予約管理、または集約する、統括する窓口、具体的にはどこが、この3つのシステムが受入れしてしまいますけれども、どこで統括する体制をつくるのか、その点を伺いたいというふうに思います。

それで3点目は、同ページの下段、8款土木費2項道路橋りょう費の中の3目道路新設改良費の節区分14工事請負費4,400万円の町道整備工事等への追加と横断線ほかということであります。そこで、この追加事業、先ほどの説明ですと、国の第3次補正の交付金によるということであります。そこで、この道路等の整備というのは当然年次計画等々定めているのかなというふうに理解しているんですけども、担当課でこの道路新設改良工事の年次計画が示されていて、今回のたまたま第3次補正の交付金が出たので前倒しによる事業として今回4,400万円等々を計上したということに理解しているのかどうか、その点を伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） では1問目は、健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） まず、コールセンターについては、外出しということで役場外に出す予定で今作業を考えております。あと人材派遣につきましては、役場の受付、こちらのほうの体制確保のために役場のほうに置きたいと、人材派遣の人数を置きたいという形でございます。

あと、予約の関係です。オンライン予約のほうもやりますので、こちらのほう2点目にありましたとおり、こちらのほうが統括をどこでやるのかというのは、統括はこの予約システムを中心にやる考えでおります。ということで、コールセンターも人材派遣の方々も予約システムに入れ込んで勘定ということになります。その管理については、現在担当課のほうでやる形になると思いますが、一応整備後、また組織体制の区分も変わるかもしれませんが、取りあえずはそういう形で進めております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 3問目の土木関係の。建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 舗装修繕計画、それを上げておまして、当初、令和2年度で予定していた部分が見つかなかったの、それで国の3次補正でついた分ということで整備するものです。当初の計画にのっとして整備するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点目、2点目については説明は分かりました。

3点目について、当初予算に計上していた事業だということでもあります。そしてそれが予算化されていないというふうな説明で理解しました。ということになると、なぜ当初でこの事業が一定の国からの補助事業なり交付金として……、そもそも国に対してこの事業の補助を申請してその中でできなかったということに理解しているのか、そういうことも含めて内容について説明を求めたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 令和2年度の当初で予定していた部分が今回追加という形になるんですけども、以前、減額補正したかと思えます。当初予定していた段階では、ある程度の交付金が入ってくるものだということで想定していたんですが、県内の橋梁関係、そちらのほうに優先されてしまって、うちのほうの町には交付金がかなり少ない状況になりました。ということで減額して、計画していた部分を、今回3次補正の部分で申請上げていたものが新たについたということで、今回追加補正したものでございます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今回の特に4,400万円について、予定工事の路線等の工事費の見積り必要ですね。暫定的でもいいですけども、資料を求めたいと思えますけれども、後日提出できるのでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 資料提出の前に、現状で内容が説明できますでしょうか。

建設課長、それは資料出せますか。

○建設課長（鈴木英明君） はい。

○議長（岡崎正憲君） 担当課のほうで資料出せるということですので、後ほど提出していただくようにします。

ほかに質疑ございませんか。

○12番（歌川 渡君） あれっ。

○議長（岡崎正憲君） 3問終わりましたので。3点目終わりましたので。遠藤喜二議員。

○8番（遠藤喜二君） すみません、今の件の続きなんですけれども、その資料に関しては議員全員に出すということの了解でよろしいですか。それだけちょっと確認したいんですけれども。

○議長（岡崎正憲君） 全員に資料提供でございます。

ほかに質疑ございませんか。佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 1点になります。

12ページの10款2項1目14節の建設工事に関して、こちらの松ヶ浜小学校の放送設備と汐見小のプールのろ過ということなんです、こちらの内訳をお聞きできればと思います。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） こちらの内訳でございますが、松ヶ浜小学校の放送設備については144万2,000円、あとプールのろ過改修工事については98万円でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。

○1番（佐藤直美君） はい。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議員提出議案第1号 七ヶ浜町新型コロナウイルス感染症に係る感染者等
の人権擁護に関する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第6、議員提出議案第1号七ヶ浜町新型コロナウイルス感染症に係る感染者等の人権擁護に関する条例についてを議題といたします。

提出者、仁田秀和議員へ説明を求めます。御登壇願います。

○3番（仁田秀和君） 3番仁田秀和でございます。

初めに、2月6日に御逝去されました佐藤 衛さんの御冥福をお祈りいたします。

それでは、御説明させていただきます。

本会議に上程させていただきました議員提出議案第1号七ヶ浜町新型コロナウイルス感染症に係る感染者等の人権擁護に関する条例につきまして、地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により、提出するものであります。

提案理由及び主な内容を御説明申し上げます。

まず、条例の提案理由を御説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により、人々の不安が増大し精神的にも疲弊しております。また、感染した人々だけでなく、その家族や濃厚接触者に対する誹謗中傷などの不当な差別行為が、全国的に発生しております。感染症に対する正しい知識を持つことにより、感染拡大の防止に努めると同時に、感染者や濃厚接触者等に対する誹謗中傷をなくすため人権を擁護する必要があることから、条例を提案することといたしました。以上が提案理由でございます。

次に、条例案の主な内容を御説明させていただきます。

まず、条例の目的についてですが、新型コロナウイルス感染症に関し、町、町民及び事業者の責務等を定めることにより、不当な差別的取扱い、誹謗中傷等の発生を防止し、町、町民及び事業者が連携を図りながら感染者等の人権を擁護することを目的としております。

次に、第2条では定義を定め、第3条では本条例の目的を達成するための指針であります基本理念を規定しております。第4条に町の責務、第5条に議会の責務、第6条に町民の責務、第7条に事業者の責務を定めております。

そのほか、附則では令和3年2月13日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 2点ほど質問させていただきます。

まず第1点は、第2条の定義であります。用語の問題ですね。（1）新型コロナウイルス感染症の定義について書かれています。その中で「（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）」というように書かれています。そこで、私なかなかこの感染症についてはあまり精通していませんので、ちょっと伺いたいと思います。2月2日に国際ニュース通信社ロイターのウェブサイトにもこのような記事が載っていました。「イギリスコロナ変異種がさらに変異、南アフリカ型に類似、ワクチンに影響も」というように書かれていて、「新たな変異で南アフリカとブ

ラジルの変異種に似た性質を持つような……」というような変異種の発生がうたわれています。そこで、(1)にこの感染症、中国が発祥のウイルスだということで規定していますが、新たな変異種との関わりではどういうふうな定義を、考え方を持っているのか伺いたいというのが1点目。

2点目、第5条議会の責務であります。読み上げて質疑したいと思います。「第5条、議会は、感染者等の置かれている状況に鑑み、この条例の目的を達成するために、」、ここからです。「町民や事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに」ということで、るる書かれています。要するにこの趣旨に基づいて、議会が町民や事業者に対して正しい知識の普及啓発を行うということが書かれています。具体的に、議会としてどのような行動提起または事業活動を行うのか、伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員お願いします。

○3番（仁田秀和君） 1点目の定義について、御回答申し上げます。今回定義させていただいた第2条1号につきましては、条例にあるとおり、新型コロナウイルス感染症とは「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」ということであります。歌川議員御指摘のとおり、新たな変異種の蔓延が懸念されておりますが、現在感染が拡大している新型コロナウイルスに関しての条例ということで御理解していただきたいというふうに思います。また、新たな変異種の拡大に対応できればというふうに、当然そのときに議論されるものと思われまますので、新たな拡大が見られるようであれば、改正などで対応できればというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

2点目の第5条議会の責務について、御回答申し上げます。「町民や事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及啓発」といいますのは、議会で得ました情報を常日頃から議員活動の一環として、町民や事業者の方々へ周知するのが望ましいと考えまして、条例に定めた次第であります。情報収集に関しましては、新型コロナウイルス対策特別委員会を設置しておりますので、そちらで得られた情報が基になるものというふうに考えております。また、議会による周知方法につきましては、議会広報いわゆる「議会だより」を発行させていただいておりますので、そちらを活用させていただくほかに議会報告懇談会なども周知には有効なものと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、よろしいですか。

○12番（歌川 渡君） よろしいですよ。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

仁田秀和議員、降壇願います。自席へどうぞ。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。議員提出議案第1号七ヶ浜町新型コロナウイルス感染症に係る感染者等の人権擁護に関する条例について、反対の立場で討論いたします。

反対の主な理由の1つは、第5条議会の任務についてであります。「この条例の目的を達成するために、町民や事業者に対して新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及啓発を行う」と定めています。当議会には既に新型コロナウイルス感染症対策特別委員会が設置されておりますが、この第5条では議会及び同特別委員会として普及啓発事業等や普及啓発の行動の具体化が示されていないことでもあります。

2つは、感染者等の人権擁護であれば、基本的人権の保障でもあることから、感染者等に対する差別や排除・中傷だけではなく、感染者等の療養中の休業に係る経済的補償・支援を行うことこそが必要ではないでしょうか。

3つは、議会としてやるべきことは町民が感染症にならない生活環境、職場環境、教育施設環境を含む公共施設整備のための財政支援等の行動を起こすことではないでしょうか。例えば、先日事業予算化された学校のトイレ手洗い場のレバー式水栓器具であります。既に岩沼市では非接触型の人感式にしております。このような取組を行政に求めることが議会の責務ではないでしょうか。これらのことが十分反映されていないことから、この条例について反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 議席番号7番の安倍でございます。議員提出議案第1号の七ヶ浜町新型コロナウイルス感染症に係る感染者等の人権擁護に関する条例について、賛成の立場から討論いたします。

今回の議員提出議案は、感染症に対して議員は勉強会等を通して正しい知識を持つことにより、感染拡大の防止に努めると同時に、感染者、濃厚接触者に対する誹謗中傷をなくすため、人権を擁護する必要があることから、賛成といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 3番仁田秀和でございます。議員提出議案第1号七ヶ浜町新型コロナウイルス感染症に係る感染者等の人権擁護に関する条例について、提出者であることから賛成の立場で討論いたします。

全国的にコロナ感染により差別や偏見、誹謗中傷などが依然としてなくなっていない状況があります。感染者やその家族、医療従事者の方々などへの差別や偏見などは、決してあってはならないことでもあります。この差別問題等の人権擁護に関することにつきましては、国、県のみならず地方自治体や住民の方々が強き意識をしていかなければならないものと考えます。そこで、本町におきまして町全体で新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持ち、感染拡大を防ぎ、そして差別や誹謗中傷をなくするために条例化が必要と考えますことから、賛成といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。木村議員。

○4番（木村 稔君） 議員提出議案第1号七ヶ浜町新型コロナウイルス感染症に係る感染者等の人権擁護に関する条例について、反対の立場から討論させていただきます。

こちらは、施行日令和3年2月13日から施行ということでございますけれども、施行の終わり日、まだコロナの蔓延のため見えてきてはおりません。しかしながらこの条例、新型コロナウイルスが解決すれば、終息すれば、こちら廃止する必要があると思います。しかし、こちらの条例を、新型コロナに限らず新たなウイルス感染症が発見されたことから、今後もすばらしい条例だと思いますので、こちらに関しては感染症全般、新型コロナウイルスのみにかかわらず感染症全般でこちら作成されたほうが、変えたほうがいいのではないかと、こちらに関してはさらに宣言決議だけでいいのではないかとという考えで反対させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。結構です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

るため」の意見書の提出を求める請願書についての委員会審査結果について

○議長（岡崎正憲君） 日程第7、請願第1号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るため」の意見書の提出を求める請願書についての委員会審査結果についてを議題といたします。

審査の結果を教育民生常任委員長渡邊 淳議員より御報告願います。登壇願います。

〔教育民生常任委員会委員長 渡邊 淳君 登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（渡邊 淳君） 受理番号12番、「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るため」の意見書提出を求める請願書について、教育民生常任委員会で審議させていただきました。

宮城県医療労働組合連合会執行委員長の中山さんからおいでいただきまして細かい話を伺いました。その中でいろいろ策がありましたが、その中の一部採択をすべきものということで結論に至りました。

その採択の内容は、序文でいろいろございましたが、諸問題背景等の記述を削除させていただきましたということと、5項目の請願の内容がありましたが、社会保障に関わる国民の負担の軽減を図るということを削除させていただいて、一部採択ということで結論を出させていただきました。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） ただいまの報告に対する質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、本請願に対し反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、本請願に対し賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本請願に対する委員長報告は一部採択すべきものであります。本請願を委員長報告のとおり一部採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本請願は一部採択と決しました。

暫時、休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

お諮りいたします。先ほど渡邊 淳議員より意見書提出についての議案が提出されました。これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1 議員提出議案第2号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るため」の意見書の提出

○議長（岡崎正憲君） 追加日程第1、議員提出議案第2号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るため」の意見書の提出についてを議題といたします。提出者渡邊 淳議員への説明を求めます。御登壇願います。

〔10番 渡邊 淳君 登壇〕

○10番（渡邊 淳君） 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るため」の意見書の提出ということで、提案理由は、2020年の新型コロナウイルスによる感染爆発は、日本国内にも大きな影響をもたらし、経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに、「医療崩壊」などが取り沙汰され、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足、これらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。21世紀に入り僅か20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染との闘いは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になってくることは明らかです。新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により意見書を出すものでございます。

内容に関しては、4項目ございまして、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。

2項には、公立・公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3項目は、安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。

4番目に、保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

渡邊 淳議員、降壇願います。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決されました。

以上をもって、2月会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は、明日2月10日から12月28日までの325日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。

よって、本定例会は、明日2月10日から12月28日までの325日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時35分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和3年2月9日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員